

対象施設の拡大

【PFI事業対象施設の拡大】

【改正後の法第2条】(定義)

第二条 この法律において「公共施設等」とは、次に掲げる施設(設備を含む。)をいう。

一 道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等の公共施設

二 庁舎、宿舍等の公用施設

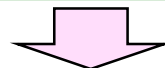
三 **公営住宅** 及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等の公益的施設

四 情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設(廃棄物処理施設を除く。)、観光施設及び研究施設

五 **船舶、航空機等の輸送施設及び人工衛星(これらの施設の運航に必要な施設を含む。)**

六 前各号に掲げる施設に準ずる施設として政令で定めるもの

改正法により、低所得者向けの賃貸住宅に限らず、中堅所得者・高齢者など幅広い層を対象とした賃貸住宅についても、PFIを活用することが可能となりました。



【変更内容】・「公営住宅」→「賃貸住宅」

住宅種別	改正前	改正後
公営住宅 (低所得者向け賃貸住宅)	○	○
特定公共賃貸住宅 (中堅所得者向け賃貸住宅)	×	○
高齢者向け賃貸住宅	×	○
地方住宅供給公社等が整備する賃貸住宅	×	○

※・東日本大震災における被災者向けの住宅の建設等についてもPFIを活用することが考えられる。

【追加施設】

・ **船舶、航空機等の輸送施設及び人工衛星(これらの施設の運航に必要な施設を含む。)**

船舶	離島航路や工事用船舶についてのPFIの活用可能	
航空機	防災ヘリコプターについてのPFI活用可能	
人工衛星	公的な通信衛星についてのPFI活用が可能	

(内閣府 PFI法改正法に関する説明会資料より)